



子どもの権利ってなに？

子どもの権利とは、すべての子どもが生まれたときから持っているもので、皆さんが一人の人として尊重され、安心して、自分らしく生きるために必要なものです。長野市では次の4つのことを大切にしています。

子どもにとって
もっと
最もよいこと
(子どもの最善の利益)

意見、考え、思いを
言うことができ、
参加できること
(子どもの意見の尊重)

差別のないこと
(差別の禁止)

命を守られ
成長できること
(生命、生存および
発達に対する権利)



子どもの権利相談室って どんなところ？

困ったことや、いやだなと感じることがあったときに相談できる場所です。

子どもの権利を守るために、子どもオンブズパーソンと子ども相談・調査員が、皆さんの声を受け止め、一緒に解決方法を考えます。

- 長野市内に住んでいたり、市内の学校に通ったりしている18歳未満の子どもが相談できます。(高校や子どもに関わる施設に在籍する18歳以上の人も含まれます。)
- 対象の子どもに関することであれば、大人も相談できます。

相談するには

電話で・会って

子ども専用フリーダイヤル

0120-023-556

大人用ダイヤル 026-219-6820

相談できる時間 午前10時～午後6時

相談できる曜日 ※日曜日・祝日・年末年始はお休み

- 平日：月～金曜日(ただし、第一・三水曜日はお休み)
- 土曜日：第一・三水曜日と同じ週の土曜日

メールで

kodomo-kenri@city.nagano.lg.jp

手紙で

〒380-0835 長野市新田町1485-1
もんぜんぶら座6階
子どもの権利相談室あて

メール・手紙は
いつでも送れます



相談室についてくわしくは ▶

長野市こども未来部こども・若者政策課

長野市 子どもの権利 相談室



子ども専用フリーダイヤル
0120-023-556

携帯電話・公衆電話からでも無料でかけられます

こんな気持ちになったら 相談してね

- だれかに話を聞いてほしい
- なんだかモヤモヤする
- どうしたらいいかわからない
- いやなことがあってつらい

- たとえば...
- けんかをした
 - いやなことを言われた
 - 仲間に入れてもらえなかった
 - 話を聞いてくれない
 - 先生の言葉で傷ついた
 - 勉強で困っている
 - 家族がけんかしている
 - 親にたたかれた
 - 手伝いが多くて自分の時間がない
 - 自分のからだつきで悩んでいる
 - 誰にも言えないことがある
 - 将来のこと

ほかにも
悩みや心配ごとなど、どんなことでも、
一人で悩まずに話してね。
あなたの困ったが
もう大丈夫になるまで、
一緒に考えよう。

相談の流れ

